

施設見学記録(1) 浪速少年院

永田憲史

【掲載開始にあたって】

本号より、刑事学・刑事政策の観点から、施設見学の記録をまとめ、公表することとしたい。主な対象としては、刑務所及び少年院を予定しているが、必要に応じてその他の施設も取り上げることとする。

このような掲載を行なうこととしたのは、対象となる施設の参観及び見学がかなり制限されている一方で、施設の様子に関する情報を多くの国民が入手する必要性が高まっていると考えるためである。すなわち、例えば、刑務所の参観について見ると、監獄法(明治四一年法律二八号) 五条が、「監獄ノ参観ヲ請フ者アルトキハ學術ノ研究其他正当ノ理由アリト認ムル場合ニ限り法務省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許スコトヲ得」と規定し、これを受けて、監獄法施行規則(明治四一年司法省令一八号) 三条が、「監獄ノ参観ヲ請フ者アルトキハ所長(刑務所、少年刑務所及び拘留所ノ長ヲ謂フ以下同ジ)ハ其氏名、職業、住所、年齢及ヒ参観ノ目的ヲ調査シ許可ヲ与ヘタル者ニハ参観者心得事項ヲ告知ス可シ」としている。そのため、大学教員や報道機関のスタッフは参観できたものの、一般の国民が参観できない状態が続いていた。また、法学部の学生であっても、教員の引率がないと参観は許可されないのが通例であった。先般成立した、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成一七年法律五〇号) 一二条は、「刑事施設の長は、その刑事施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、

これを許すことができる」とし、学術研究の目的という制限が条文から除かれることとなった。もつとも、近時、過剰收容の状況が続いており、広く一般の国民の参観を受け入れていくことは、保安上の観点からも、施設の人的資源の観点からも困難であると思われる。従って、「相当」とされる事例は、当面、これまでの運用と変わらないことが予想される。また、少年院においては、少年のプライバシー権の保護が要請されるため、一般の国民の見学が拡大するとは考え難い。他方で、近時、犯罪・非行や治安に対する不安が強まる中で、量刑や行刑への関心が高まっている。しかも、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成一六年法律六三号）の施行が迫っている。国民が犯罪・非行対策を議論し、適切な量刑選択を行なうためには、行刑の内容について十分に理解しておく必要がある。すなわち、例えば、懲役刑がどのような内容で、懲役刑の一年間がどの程度の重みを有しているのかを知っておくことが要請される。従って、刑務所や少年院などがどのような施設で、そこでどのような処遇が行なわれているかを広く一般の国民に知らしめる必要性が高まっていると考えられる。

このように、一般国民にとって、施設の参観及び見学が困難である一方で、施設の様子に関する情報を入手する必要性は高まっている。最も効果的かつ理想的な方法は、直接、施設の参観及び見学を行ない、施設の内部を見て、職員の体験談を聞き、施設の雰囲気を感じることである。それが困難である以上、次善策として、断片的なものではあるが、施設の参観及び見学の記録をまとめ、どのような施設で、どのような処遇が行なわれているかを紹介することとしたい。できる限り客観的に紹介を行なうようにするため、紹介と私のコメントを分けて記述することとしたい。また、伝聞調の文章とすると読み難くなるため、断定調の文章とすることをご容赦いただきたい。

なお、付言すれば、刑事法、特に刑事学の授業を大学で受講する学生全員を施設の参観又は見学に引率することが教育的観点からは望ましい。しかし、引率にかかる時間、さらには、参観先又は見学先の事情から、学生全員を参観又は見学させることは困難である。そこで、本紹介により若干でも教育効果を高めることができれば幸いである。

浪速少年院の見学は、平成一七年（二〇〇五年）九月に、私の担当する専門演習A・B（三・四回生）と一般演習（一回生）の受講生のうち、希望者を引率して行なった。

一、はじめに

浪速少年院は、茨木市郊外の住宅地そばの高台にある。大正一二年（一九二三年）に我が国最初の矯正院（現在の少年院）として設立された歴史のある施設である。平成八年（一九九六年）には、二度目の大規模な改築工事が完了した。種別は、初等少年院（一四歳以上一六歳未満で犯罪傾向の進んでいない者が対象。少年院法二条三項参照）及び中等少年院（一六歳以上二〇歳未満で犯罪傾向の進んでいない者が対象。少年院法二条二項参照）及び中等少年院（一六歳以上二〇歳未満で犯罪傾向の進んでいない者が対象。少年院法二条三項参照）の指定を受けており、処遇課程は、職業能力訓練課程（V）及び生活訓練課程（G₂）の指定を受けている長期処遇（平均在院期間二ヶ月）の施設であって、男子少年を収容している。

浪速少年院における処遇の紹介としては、斉藤峰「浪速少年院における職業訓練の現状」刑政一〇二巻六号（一九九二）四八頁以下、吉田義賢「浪速少年院における『DAYキャンプ』について」刑政一〇九巻三号（一九九八）一〇九頁以下、大田真史「電子紙芝居の試み」刑政一一三巻二号（二〇〇二）一〇二頁以下などがある。

最初に、調査官の講話があり、その後、施設内の見学を行なった。

二、処遇の内容

平成一六年（二〇〇四年）度の一日平均収容者数は、一六五名であり、ここ数年横ばい状態にあるが、ここ数カ月は、被収容者数が減少し、見学日現在の被収容者数は、一三二名であった。入院時の年齢は、一八歳が三五%、一九歳が三〇%と年長少年が六割以上を占めている。少年院送致となった非行事実は、窃盗が四八%と最も多く、粗暴犯が一八%、凶悪犯が一%である。過去に少年院送致及び収容とされている少年の率、すなわち再入率は、二割程度で推移している。送致元の家庭裁判所は、大阪家庭裁

判所が四〇%と最も多く、近畿圏が六割以上を占めているが、名古屋家庭裁判所が二五%、広島家庭裁判所が九%ある。少年の父母の状態については、実父母が存在する少年が四六%、実母のみが存在する少年が二八%、実父のみが存在する少年が一〇%と、実父母が存在する少年が半数近くいるものの、父母の養育能力が欠けたり、不十分であったりする例が多く、多くの少年が劣悪な環境にある。この施設では、資格取得や職業訓練に適した能力を有する少年を集めており、知能指数(IQ)一二〇以上の少年が一九%に上っている。

処遇内容としては、まず、① 新入時教育が一・五ヶ月間行なわれる。ここでは、オリエンテーション及び集団行動訓練などが中心となる。この期間に、保護者会も行なわれ、施設の説明をしたり、保護者からの相談を受けたりする。次に、② 中間期教育が前期四ヶ月間、後期四ヶ月間の計八ヶ月間行なわれる。ここでは、職業訓練が中心となる。職業訓練は、溶接科、板金科、電気工事科、木工科、クリーニング科に分かれて行ない、ガス溶接技能講習修了者証、第二種電気工事士免許、クリーニング師免許証などの取得を目指す。職業訓練の指導は、法務教官が資格を取って行っており、資格試験が近付くと、外部講師を招いて講習が行なわれる。この期間には、「寮」と呼ばれる少年らが起臥及び食事などを行なう場所を中心に、集会が行なわれ、各人の問題性に取り組むこととなる。また、問題性別指導や後述の「被害者の視点を取り入れた教育」なども実施される。また、外部講師を招いて、華道や茶道などのクラブ活動も行なわれる。最後に、③ 出院準備教育が二ヶ月間行なわれる。この期間の職業訓練は、全員が農園芸科に移行する。また、社会適応訓練として、ワークシヨップや役割劇(Role play)が行なわれる。さらに、特別養護老人ホームでの社会奉仕活動や、鉄工所などの工場見学が行なわれる。

日課は、七時起床、二一時三〇分就寝であり、九時から一七時まで昼食をはさんで職業訓練などが行なわれる。夕食後は、寮での集会、進路指導講座、職業指導講座、自己計画学習などの夜間指導が行なわれる。二〇時から、テレビ視聴も許可されている。先に述べた、「被害者の視点を取り入れた教育」においては、殺人などの非行と強姦などの非行の二類型が重点とされ、関連図書を読んで感想文を書いたり、個別指導として面接を行ったり、被害者遺族の講話を聞いたりすることが行なわれている。なお、

最近は、「贖罪」という語に宗教的意味合いが強く、少年の内省に重心が偏りすぎており、個々の被害者との関係を大切にすると
の観点から、「贖罪教育」という語が使われなくなっている。もともと、指導の中心は、謝罪文の作成にあり、損害賠償を促すこ
とは、民事の問題であるとして行なわれていない。作成された謝罪文は、少年の保護者を通して、被害者の手に届くようにしてい
る。希望すれば、少年は、近在の住職らの宗教教誨を受けることができる。少年の処遇や処遇環境に対し、一家の大黒柱を失い、
生活に苦しむ被害者遺族からは、少年の待遇が良すぎるとの批判がなされることもある。

入浴は、週二回であるが、一日二回シャワーを浴びるようになっていいる。なお、出院準備教育期の農作業においては、一日に
三〜四回シャツを替えることがある。

食事は、職員と出院準備教育期の少年によって、三食全て院内で調理されている。洋食や中華料理に人気があり、和食になると
残飯の量が増える。院内の農場で収穫された野菜は、院内での食事に供されている。

面会は、予約制であり、原則として平日に限定されているが、保護者が近畿圏以外に在住している場合、土曜日又は日曜日の面
会を認めている。原則として月一回三〇分に制限されている。

エアコンは、訓練場所だけでなく、寮の一部などにも設置されている。

少年は、原則として丸刈りとされ、出院準備教育期になると、スポーツ刈りが許可される。月一回外部の業者が院内で調髪する。
覚せい剤取締法違反で送致された少年は五%ほどであり、覚せい剤使用歴のある少年もほぼそれらの少年に限定されている。血
液検査は新入時の健康診断で実施されているが、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の抗体検査や性感染症（STD）の検査は、原
則として行なわれず、生育歴や非行歴から必要があると考えられる少年に限って、同意がある場合に実施されている。

少年の入院前の喫煙率はほぼ一〇〇%であるが、禁煙指導は実施されていない。少年への指導において、「禁煙指導」はカリ
キュラムとしても、用語としてもない。なお、職員のスペースでは、分煙措置がとられている。

三、施設の様子

比較的最近、改築が完了したこともあって、建物などが真新しく、きれいであった。敷地は、約四・五ヘクタールあり、建物や庭もゆったりとした印象を受けた。郊外の住宅地のそばにあることもあって、周囲の住民からの反発なども予想されるところであるが、施設が住宅よりも先に存在していたこともあって、他施設に比べると、反発なども少ないようである。周辺住民の理解を深めるために、地元小学校のPTAを見学に招いたり、少年らの作成する作品の展示・即売を行なう矯正展などを開催したりするなどしているとのことであった。

まず、調査官らが少年と面接を行なう面接室、面会準備室、在院中の少年に余罪等が疑われる場合に審判を行なう部屋（少年審判規則二七条参照）などを見学した。面会室は、面会中のため、見学できなかった。

次に、クリーニング科の訓練場所を廊下から見学した。見学当時、少年が実習中であり、冷房が使用されていた。また、理髪室も見学した。こちらにも冷房が設置されていた。

その後、寮を見学した。寮は、単独室、四人部屋、食事や集会などを行なうリビングスペース、教官室などで構成されている。見学した第一学寮は、定員二五名であるが、現在の収容人員は一七名とのことで、四人部屋には、二名又は三名が入っているにすぎなかった。もともと、数ヶ月前まで、定員超過の状態にあったため、四人部屋に入りきらない少年は、リビングスペースや廊下などに簡易ベッドを置いて起臥させていた。各部屋に扉はあるが、鍵は付けられていない。リビングスペースから廊下にかけての場所に、監視カメラが設置されており、事務棟からの遠隔監視が可能となっている。

続いて、新入時教育が行なわれている様子を廊下から見学した。作文の作成中のものであった。また、木工科と板金科の訓練場所を廊下から見学した。こちらでは、エアコンの設置は確認できなかった。

以上の建物には、外から鉄格子がはめられていた。

グラウンドも垣間見ることができ、被収容者数と比較すると十分なスペースがあるように思われた。プールは、二五メートルのコースが五本あった。

今回見学することはできなかったが、約三〇〇〇平方メートルの農場があり、出院準備教育期の農園芸科の少年が作業に従事している。

見学中に訓練中の少年を垣間見ることができたが、年長少年が過半数を占めているせい、体格のよい少年が多く見受けられた。

四、コメント

建物が新しく、エアコンが随所に設置されており、シャワーの回数が多いなど、大幅に処遇環境が向上していると感じられた。

職業能力訓練課程の指定を受けた施設だけに、職業訓練が中心となることはやむを得ないが、「被害者の視点を取り入れた教育」において、謝罪文の作成だけでなく、損害賠償を促し、保護観察官及び保護司と連携して、少年自身に少しずつでも分割払を行なわせるなどの調整を少年院が中心となって行なうことで、自己の惹起した結果を認識し、改善・更生・社会復帰の契機とすることができると思われる。さらに、保護処分として被害弁償命令を導入すべきである（被害弁償命令については、拙稿「刑事制裁としての被害弁償命令（一）」法学論叢一五三巻一号（二〇〇三）七二頁以下、「同・（二）・完」法学論叢一五三巻二号（二〇〇三）一一二頁以下参照）。

非行少年の場合、セーフター・セックス (safer sex) を行なわなかったり、薬物の回し射ちを行ったりするなどの行動が見受けられやすく、HIVやSTDのハイリスク・グループであると考えられる。従って、少年の健康を守る観点から、HIVやSTDについての教育を行なう必要が高い。また、性行為の経験や薬物の使用経験があれば、抗体検査を実施する必要性がある。その際に同意が必要かどうか、プライバシー権の観点から問題となるが、その検討は別稿に委ねることとしたい。

禁煙指導が行なわれていないことも大きな問題である。未成年者喫煙禁止法（明治三三年法律三三三号）と健康増進法（平成一四

年法律一〇三号)の趣旨や、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(平成一六年条約一七号)の観点から、公私の機関の協力を得て実施されるべきである。禁煙指導が効果を上げれば、少年の健康を維持することができるだけでなく、他者の健康被害を防止することができる。少年院に収容されている期間、禁煙が強制されるのであって、社会内に比べて、喫煙習慣を絶ちやすい条件が整っており、このような機会を逃すことは極めて大きな損失であると言える。また、喫煙の他害性を少年に認識させることは、他害行為を防止するという改善・更生・社会復帰の思想と相通ずるものがあり、有益であると考えられる。

* 御多忙の折、見学のお世話をいただいた院長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。